

人口の動き

人口	4,090 人
世帯数	955世帯
出生	8 人
死亡	2 人
転入	10 人
転出	9 人

(11月末住民登録人口から)

ひがし 広報 しらかわ

才158号

発行

東白川村役場総務課

岐阜県加茂郡東白川町

TEL (東白川) 11

印刷

中部印刷株式会社

昭和47年12月25日発行

なかまで しめなわ作り

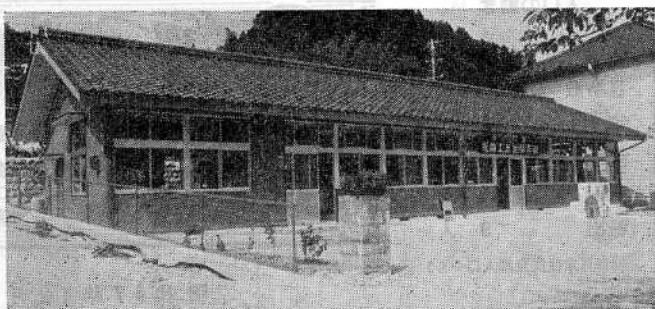
失敗もある、遅い人もあるけれど世間話をしながらしめなわができます。

お年寄りたちが集まって、趣味と実益を兼ねた仕事の中に新年のにおいがするようです。

— 神土西洞、清楽会の皆さん



ある郷土に りへ確かな一歩



↑ 五加保育園

■ 施設の建設はことしも順調

よりよい人材の育成、農業生産の振興などのためにいくつかの施設ができました。五加保育園、給食センター、有線放送電話自動化、越原製茶工場など



↑ センターの完成を機にいっせいで給食



↑ 給食センター

■ 活躍めざましかった消防団

防火、防災のかなめとなった消防団、ことしは待望の郡大会も本村で開催、みごと自動車ポンプ操法で優勝を勝ち取りました。



←→ 訓練の成果表わしたポンプ操法



村の一年

あれこれ

■ 一月

七日 消防出初式、十五・十六日 成人者伊勢神宮参拝

■ 二月

一日 名商大山の家完成、五日 議会第一回臨時会、九・十日 献血ともしび号来村、十四日 就学時検診、二十二日 有線線路工事着工

■ 三月

十日 中学校卒業式、十二日 東白川青年祭、十七日 議会第一回定例会、二十五日 小学校卒業式、二十六日 消防団入退団式

■ 四月

一日 可燃物収集開始、五日 加子母・東白川学校給食共同調理場完成、六日 小中学校入学式、十三日 有放本部建物起工、十九日 養蚕振興大会、二十三日 消防春季訓練、二十五日 議会報発刊開始

■ 五月

三日 成年記念植樹祭、三日

凍霜害被害甚大、四日 五加保育園起工、六日 越原製茶工場完成

十八日 郡老人福祉大会、二十二日 議会第二回臨時会

■ 六月

十六日 有線放送開始



↑ テビッ子もスポーツは大好き



↑ さわやかな朝の空気の中でラ
ジオ体操



← 交通教室で交通ルールの勉強

■ 健康管理も生活の中に定着
成人病検診をはじめとして各種の検診は、健康な生活
をささえる基盤として定着してきました。

■ 事故防止対策は村ぐるみで
悲惨な交通事故を起こさない村に、運転者はもちろん、
子どもたちまで事故防止の努力を続けています。

→ 第一次成人病検診のひとこま



生きがいの 人間優先の村づく

■ スポーツの普及はますますさかん
村ぐるみのスポーツ活動は年ごとにさかんとなり、体力つくり、仲間づくりに大きな成果をあげています。



↑ おかあさんたちもスポーツにハッスル

■ 八月
一日 東京村人会郷土訪問、三日
消防団夏季訓練、四日 成人病
予防検診、八日 農振地域促進説
明会、十五日 グランド管理棟着
工、二十日 村道舗装工事着工、
三十一日 有線本部建物完成

■ 九月
六日 五加保育園完成、十七日
消防ポンプ操法競技会、二十六日
議会第三回定例会

■ 十月
一日 教育長交替、一日 有線
放送電話試験通話開始、二十五日
成人病管理検診

■ 十一月
一日 有線新旧事務引き継ぎ業
務開始、五・十二日 村民親睦ソ
フトボール大会、十日 戦没者お
よび満州開拓物故者慰霊祭、十五
日 子宮ガン集団検診、十九日
加茂郡消防操法大会、二十三日
文化講演会

■ 十二月
三日 加茂駅伝大会(二位入賞)
十日 衆議院議員選挙、十七日
村民親睦卓球大会、十八日 議会
第四回定例会

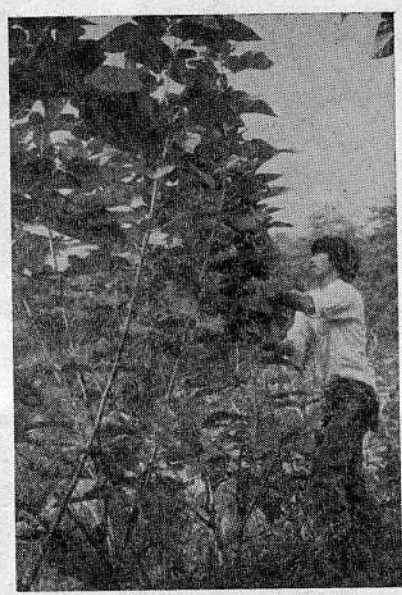
■ 十二月
三日 加茂駅伝大会(二位入賞)
十日 衆議院議員選挙、十七日
村民親睦卓球大会、十八日 議会
第四回定例会



↑ 恵まれた風土で白川茶生産は順調

■ 農業は大規模專業化の方向に

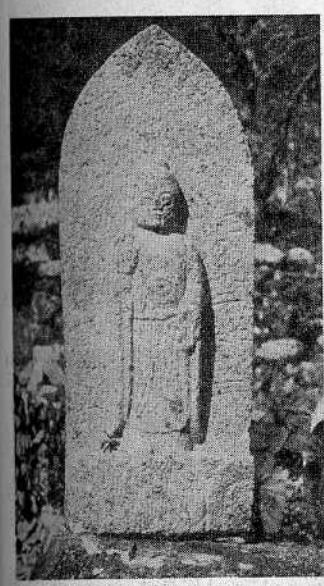
村は農業振興地域の指定を受けるとともにその計画の樹立を急いでいます。米、茶、養蚕、畜産など近年の傾向として、小規模農家は減少し、反面、大規模專業農家が増えてきました。



↑ 養蚕飼育は特に大規模化

■ かけがえのない自然環境、文化財保護に本腰

恵まれた美しい自然環境、先祖から受け継がれてきた貴重な文化財を守るため、条例規則の制定、その対策にのりだすことになったことも、ことしのうれしいニュースのひとつです。



↑ 石碑ひとつでも忘れかけた過去を語りかけてくれる



↑ いまいちど、この美しい空、清らかな清流、豊かな緑を見直そう

けいじばん

■ 人の動きあれこれ



誕生おめでとう
ございます。

(十一月)

(平) 安江征勝 美香 二女

(平) 田口忠二 孝二 二男

(枋山) 安江一美 睦美 二女

(中通) 高井吉男 由紀 長女

(上親田) 島倉完 洋 長女

(上親田) 安江義勝 美起子 長女

(西洞) 安江努 知美 二女

(神付) 安江啓次 二江 二女



いつまでも
おしあわせに

安江 保 (神付)

安江 美鈴 (日向)

安江 政敏 (平)

早野 寿子 (大垣市)



おくやみ
申しあげます

安江 久一 (上親田)
今井さか枝 (大沢)

投票率八八・七パーセント

関心の深さ示した衆議院議員総選挙

国の政治をまかせるための私たちの代表を選ぶ、衆議院議員総選挙と、最高裁判所裁判官の国民審査が、さる十二月十日行なわれました。

そして翌日には、全国で四百九十一人の国会議員が誕生、物価や公害、福祉など暮らしをよくするための諸問題にとりくむことになりました。

十二月に入ってから選挙は、その投票率が心配されますが、好

天に恵まれたこと、選挙民の関心の高まりなどで本村では八八・七四パーセントという好投票率を示しました。

村内五カ所の投票所では、朝七時から投票が開始され、仕事前に投票をすませていく人、家族ぐるみの人などそれぞれ自分が選んだ人に正しい一票を投じました。

開票は、同日午後七時から公民館で行なわれ、それぞれ次のような結果がでました。

投票区別の投票状況

投票区	有権者数	投票者数	投票率
神 土	942	849	90.13
神 付	334	308	92.22
越 原 下	567	500	88.18
越 原 上	473	409	86.47
五 加	525	455	86.67
計	2,841	2,521	88.74

■衆議院議員総選挙の開票結果

投票総数	二、五二一票
有効投票	二、五〇二票
無効投票	一九票
有効投票の内訳	
渡辺栄一	一、四五六票
金子一平	三六一票
高橋貞夫	三五五票
橋本次郎	二七七票
阿部 速	三三三票
古屋 享	二〇票

最高裁判所裁判官国民審査の結果

区 分	裁判官	天野武一	岸 盛一	下田武三	藤林益三	岡原昌男	坂本吉勝	小川信雄	計
罷免を可とする投票数(×)		194	238	252	206	211	220	232	1,533
罷免を可としない投票数		2,192	2,148	2,134	2,180	2,175	2,166	2,154	15,147
記載を無効とされたものの数		0	0	0	0	0	0	0	0
合 計		2,386	2,386	2,386	2,386	2,386	2,386	2,386	16,780

開発行為は届け出を

美しい自然環境を守るために

がえのない財産、自然環境を守るための東白川村自然環境保全条例が、ことし七月に制定され公布されています

私たちは、それがむだなことであったも、慎重に、そしてひとつづつ納得して着実な道を進んでいかなければなりません。

現在、開発行為や宅地造成、別荘、住家、工場など計画のあるかたは、早めに届け出をしてください。

失なってから遅すぎる村の美しい自然環境をみんなの手で守り、後世へ伝え残すために、村ぐるみの熱意によってできた条例といえます。

しかし、最近村内においていくつかの開発行為の話を聞きますがその規則にもあるように届け出の義務が守られていません。

村は、届け出があったことによつて適切な助言や勧告を行なうわけですが、知らないうちに地主から業者へ売られ宅地等の開発行為に着手したり、転売されだれの所有だかわからないといったことに

■有線放送電話番号のお知らせ

番号簿および正誤表に次のとおり番号の誤りがありました。

訂正しておわびします。

― 神土小学校教員伊佐治文朗

― 二六九三は二四九三に

― 五加第二分団消防詰所

― 二八三八は三八三八に

新設と変更

― 中通村雲盛道を村雲盛美に

― 大沢島田昭雄 新設 三九八八

― 柏本安江春一 職業欄 山林労働を工員に

老人医療費 - 所得制限分も助成

老人医療費の助成が、一月一日から次のように変わることになりました。

今までの助成は、

県で実施している補助金制度に合わせてそれぞれ町村独自の方法で行なわれてきました。

こんど老人福祉法が改正され、来年一月一日から全国統一した方法で行なわれることになりましたが、村ではこの制度では該当にならない所得制限にかかるかたにも単独で助成することにになり、福祉村としてより充実した制度の実施に踏み切りました。

老人福祉法の規定により、変わったところは、次のとおりです。

■受給対象者

七十歳以上の老人で、国で定める所得制限にかからない者

■受給者証

全国統一になりました。

■受給資格の取得日

いままでは、七十歳に達した翌月からでしたが、一月一日から七十歳に達する月からとなりました。

■医療費の助成

いまでも東白川病院を除いて自己負担金は一時立替え払いとし後から支給していましたが、どこの病院にかかれても自己負担金を支払う必要がなくなりました。

ただし、他県などの病院にかり保険証を忘れていったような場合、または保険医でない病院（名大付属病院など）にかかれた場合、もしくはコルセツトなどを使用される場合は、いまでもどおり全額支払っていただき後から役場へ申請してください。

変わった主な点は以上のとおりです。

しかし、この法律では七十歳以上の老人で所得制限にかかるかたは、この制度の恩恵は受けられなくなりま

す。

そこで村では

今までもどおりこうしたかたにも医療費を単独で助成することにしました。助成の方法は今までもどおり、

東白川病院の場合は無料、他の病院では一時立替え払いをしていただきます。

国民健康保険のかたは医療機関から届けられる明細書で、その他の社会保険のかたは、医療機関発行の領収書で支払うことになりました。

したがって所得制限にかかるかたには受給者証は交付しません。所得制限にかかるかたは、次のとおりです。

一、本人ひとりの場合

所得額三十八万円以上

二、本人に扶養親族がある場合

扶養親族ひとりの場合

五十万五千円以上

扶養親族ふたりの場合

ひとりにつき

十三万五千円

を加算した額

（例）

○本人に所得がある場合

本人に扶養

親族が三人あ

る場合は、

505,000円+

(135,000円×

2人)＝775,000円

以上

七十七万五

千円以上の所

得のあるかた

は制限にかかります。

○扶養義務者または配偶者に所得がある場合

扶養義務者等に扶養親族が五人ある場合は

1,518,625円+(135,000円×

4人)＝2,058,625円

二百五十八万六千二百五十円以上

の所得のあるかたは制限にか

かります。

この所得の範囲は、地方税法に

定める市町村民税の所得です。

こんど場合は、昭和四十六年

度の所得によります。昭和四十八

年六月から昭和四十七年度の所得

によることになり、毎年六月確定

の所得によって計算されます。

所得制限にかからない老人のか

たには十二月中旬に、申請書と受給

資格証を送ります。

また、現在交付している医療証

は役場へ返却ください。

ない者で、国民年金の納付額

された場合は、国民年金の納付額

戦没者特別弔慰金

改正で範囲が拡大

こんど、戦没者の遺族に対する援護法が改正され、特別弔慰金の支給範囲が拡大されました。

この特別弔慰金とは、国が戦没者の遺族に対し改めて弔慰の誠を表わすため支給するものです。

そして、昭和四十年四月一日を基準として、遺族年金、遺族給付金、公務扶助料などを受ける権利を有していない者で、遺族援護法に規定する弔慰金受給権取得者、

(戦没者の妻、子、父母、孫、祖父母、兄弟、姉妹など)に対して三万円を支給しました。

しかし、今回法律の改正で昭和四十年四月二日から、同四十七年四月一日までの間に、遺族年金、遺族給付金、公務扶助料などを受ける権利を失った戦没者の遺族で、弔慰金受給権取得者に対して三万円が支給されることになりました。

改正前の特別弔慰金を受けられた遺族は、本村で昭和四十年から四十三年の間に四十一名で、すべて請求事務が終わっています。

今回の改正で、この特別弔慰金を受けられそうな遺族は二十数名あると予想されます。

昭和四十六年十二月八日は、戦没者

された戦没者の遺族のかたです。



乳幼児医療費 満2歳まで無料

乳幼児と重度心身障害者の医療費が無料になります。

県では、来年一月一日から乳児（一歳未満）および重度心身障害者の医療費自己負担分の一部を助成する制度を発足させます。

そこで村では、この県の制度発足を機に、県の制度よりはるかに充実した制度を発足させることになりました。

乳幼児（二歳未満）および重度心身障害者の医療費自己負担分全額を無料とする制度を実施し、健全な児童の育成と悩みの多い重度の心身障害者のかたがたの保健の向上に寄与し、福祉の増進を図ることになりました。

乳幼児の医療費助成制度

▼対象者

東白川村に住所を有し、国民健康保険または健康保険などの社会保険に加入している者で二歳未満の乳幼児を保護している者

申請および交付

乳幼児の医療費受給資格証の交付を受けようとするかたは、役場民生課まで届けてで申請してください。

民生課で資格を確認し、受給資格証を交付します。

▼受診とその対象となる医療費

乳幼児が医者にかかる場合は必ずその窓口へ受給者証を提示してください。

この場合、保険対象となった医療費の自己負担分について全額助成しますが、東白川病院にかかれる場合を除き一時立替え払いをしてください。

東白川病院で診察を受ける場合は立替えの必要はありません

▼医療費の助成申請と支給

社会保険の対象者は、医療機関の発行する診療費の証明書、（領収書）など医療費の確認できる書類を添付して、毎月分をまとめ翌月申請してください。その申請書に基づき自己負担

充実した制度 決まった老人・乳

国民健康保険のかたは、村で確認できますので申請の必要はありませんが、支払いは翌々月になります。すなわち、一月診療分は三月に支払うこととなります。

▼その他

一、申請書の用紙は役場窓口にあります。

二、役場で確認できた対象者に対しては、直接交付申請書を送り受給者証を交付していますが、もしもれているかたは申請してください。

重度心身障害者の医療費助成制度

▼対象者

東白川村に住所を有し、国民健康保険または他の社会保険に加入している、次に該当する者です。

一、身体障害者手帳を受けている者で、その等級が一級または二級の者
二、身体障害者手帳を受けてい

三、知能指数が三十五以下の者
四、身体障害者手帳の三級から六級までを受けている者で、知能指数が五十以下の者

受給資格証の申請および交付

受診とその対象となる医療費

医療費の助成申請と支給

乳幼児医療費助成の場合と同方法

▼その他

一、役場で確認できた対象者に対しては、申請書を送り受給者証を交付しましたが、該当者でもれているかたは申請の手続きをしてください。

二、この対象者であっても、次の者は除きます。

○七十歳以上の老人（老人医療費で支給します）
○二歳未満の乳幼児（乳幼児医療費で支給します）

三、この制度について不明なことは、役場民生課へ問合せてください。

四、精神薄弱者で知能指数の判定を受けていないかたは、専門医で判定を受けるようにしてください。

近くでは美濃加茂病院ですが、出張診療があれば有線放送などでお知らせしますのでその折受けてください。

該当のかたは、役場民生課、住民係へ申しでて、請求の手続きをとってください。

■にせ税務署員などに注意

年末のあたらしい時期に入り税務署員らしくみせかけて私設の講習会への出席や、出版物の購読をすすめ、代金を請求するといった事件が起こっています。

また、会社に対して国税局調査官とか税務署調査官と称して電話をかけ、会社の売上げや、商品の在庫などを調査しようとする事件が発生しています。

このほか、税務署の調査があったとき、税理士の資格がないのに税務調査に立ち会ったりする、「にせ税理士」の事件も起こっています。

にせ税務署員などには不審な点が多いですから、そんなときは身分を確かめるか、管内の税務署へ連絡して、思わぬいわくを受けることのないように注意してください。



グランドが

ヘリポートに一役

これは現在計画中のスーパー林道の調査のためにチャーターされ、県関係者や白川町、本村の関係者が5人ずつ塔乗、30分空からの視察を行なったものです。

なお、スーパー林道の構想については新年になってから広報で特集の予定です。

それは、緑
と美しい川が
まだあること
です。

ナレバ 毎

日放課後約一
時間、三年生
の応援団の人
を中心として
いっしょにや
る。

誇りは、なんととっても白川と美しい緑でしょう。

山々は、ずっと遠くにありますが、それでもなぜかふるさとと、そんなに違わないように思います。そちらにいたころは都会にほんとうにあこがれていました。今でもどこかには都会のあこがれが

あります。

けれど、ふるさとに似たこの土地へくることができたことを今ではうれしく思っています。

今、私の学校では運動会の応援練習にはりきっています。

それは小・中学校では想像もつかないような練習ぶり、歌うのではなく応援はさけぶのだといわれ

楽しんで過こしていますが、なにかものたらなような気がしてなりません。

それは、きっと村の人たちのあたたかさだと思います。

「ひがしらかわ」を見てとてもなつかしく、村の人たちのやさしさなどを感じたような気がしました。

印鑑の登録と
証明取扱は慎重に

ること。

―委任状の用紙は、任意の用紙でもよい。

ロ、印影は鮮明であること。

―証明用紙に印鑑をすでに押しで申請する場合。

ハ、文字はかい書ではっきり書くこと。

ふるさとへの便り

広報で感じた村のよさとやさしさ

のどを痛めて、声をからしている人もいます。

みなさん、お元気ですか。

このあいだは広報を送っていた
だきありがとうございました。

こちらにきてもう六カ月が過ぎ
ました。

います。
こちらの小学校の運動会、なつかしいかけ足や、行進曲などの音楽がかかっていました。
ふるさとの運動会が、思いだされます。
私は、この土地で、さびしくて

も苦しくて三年間、いつしやうけんめい暮らすよう、がんばるつもりでいます。

どうぞみなさんかんばってください。

益田郡萩原町萩原
森本和郎様方

田口 幾三

益田郡萩原町萩原

森本和郎様方

田口幾巳